

ID: 5086

担当部署: 建設水道課

処分の概要	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるための原状回復命令					
法令名 根拠条項	景観法 第17条第5項					
法令番号	平成16年法律第110号					
【基準】 法第17条第5項の規定による。 (変更命令等) 第17条 5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。						
景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、平成30年4月1日改正)参照						
備考						
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			